令和6年度光市エコスタイルサポート補助金 申請要領(手引き)

〇 申請受付期間

申請受付期間は、令和6年5月8日(水曜日)~令和7年2月28日(金曜日)までとします。 ※予算の範囲内で先着順としますので、申請受付期間中であっても受付を終了することがあります。

〇 予算

5,000,000円

○ 補助対象設備の要件及び補助金の額

表 1

設備及び要件	補助金の額		
ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) ・国のZEH補助金の交付を受けた戸建住宅(新築住宅、建売住宅の購入)	【100,000円】		
断熱材・外壁、屋根、天井、床等に断熱材(国が実施する補助事業の対象となる製品)を設置する工事※浴室の設置を除く※処分費、運搬費、諸経費等は対象外	【50,000円】 対象設備の設置に要する経費(税 抜価格)が100,000円以上のもの		
玄関扉 ・玄関扉を断熱性の高い玄関扉(国が実施する補助事業の対象となる製品)に交換する工事(勝手口は対象外) ※処分費、運搬費、諸経費等は対象外	【50,000円】 対象設備の設置に要する経費(税 抜価格)が100,000円以上のもの		
複層ガラス・二重サッシ ・既存の単板ガラスを複層ガラスに交換する工事又は二重サッシを新たに設置する工事 ※雨戸・網戸等付属品、処分費、運搬費、諸経費等は対象外	【50,000円】 対象設備の購入・設置に要する経費(税抜価格)が100,000円以上のもの		
LED照明設備・既存の照明設備(LED照明設備を除く)をLED照明設備に交換すること。※電池式や可搬型(電気スタンド等)、光源(電球・電灯)のみ	対象設備の購入・設置に要する経費(税抜価格)の3 分の2 <上限金額>		
の交換は対象外 ・1基は居室に設置すること。ただし、再度の交付を受ける場合を除く。 ※居室とは、居間、食事室、台所、子ども室、寝室、和室など継	設置基数上限金額1基10,000 円2基20,000 円3基30,000 円		
続的に使用する室をいう。 ※処分費、運搬費、諸経費等は対象外	4基 40,000円 5基以上 50,000円		

【再度の交付を受ける場合のLED照明設備の補助金の額について】

上記表に基づき算出した額と交付済額とを合算した額が50,000円を超える場合は、50,000円から交付済額を控除した額を補助金の額とする。

設備及び要件		
固定型	対象設備の購入・設置に要	
・盗難防止のため、アンカー等により地	する経費 (税抜価格) の2	
面又は躯体等と固定がされているこ	分の1	
と。*2	<上限 20,000 円>	
※運搬費、諸経費等は対象外		
簡易型	対象設備の購入・設置に要	
・盗難防止のため、ワイヤー等により容	する経費 (税抜価格) の2	
易に移動ができないように固定され	分の1	
ていること。	<上限 5,000 円>	
※諸経費等は対象外		
	 固定型 ・盗難防止のため、アンカー等により地面又は躯体等と固定がされていること。*2 ※運搬費、諸経費等は対象外 簡易型 ・盗難防止のため、ワイヤー等により容易に移動ができないように固定されていること。 	

【宅配ボックスについて】

- *1 鍵付き、ダイヤル錠付き、カード認証等正当な受取人のみが受け取ることができる機能を有していること。
- *2 アンカー、接着剤等により、地面や住宅の柱、壁面と直接固定がされている状態をいう。

【留意事項】

- ・対象設備の購入・設置に要する経費には、消費税等相当額を含まない。
- ・対象設備については、すべて未使用のものであること。(リースによる設置は対象外)
- ・補助金額は、表1に掲げる対象設備ごとに算出した額を合算した額とする。ただし、対象設備ごとに合算して得た額に1, 000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとする。

〇 設備導入に附随する住宅・業者の要件

表 2

設 備 等	住宅要件		業者要件	
	既存住宅	新築住宅 建売住宅	市内業者	市外業者
Z E H (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	×	0	0	0
断熱材	0	×	0	0
玄関扉	0	×	0	×*
複層ガラス・二重サッシ	0	×	0	×*
LED照明設備	\circ	×	0	×
宅配ボックス (固定型)	0	×	0	×
宅配ボックス (簡易型)	0	×	0	×

^{*}玄関扉及び複層ガラス・二重サッシについては、断熱材と併せて設置工事をする場合、市外業者でも対象となります。...

【留意事項】

- ・「市内業者」とは、本市に所在地を置く本店、支店、営業所等の名義で見積書及び領収書等 を発行することができる事業者を言います。
- ・「市外業者」とは、上記にあてはまらない事業者を言います。

〇 補助金交付の対象者

<ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)>

下記のすべてを満たす方が対象となります。

- (1) 令和6年4月25日以降に国のZEH補助金の交付決定を受けた住宅で、自らが所有し、 居住する住宅として、市内にZEHを新築する方又は市内に新築されたZEHを購入する 方
 - ※補助金の実績報告時において、ZEHの所在地と同じ場所に住民登録されていることが 条件となります。
- (2) これまでに市から同種の補助対象住宅に対する補助金の交付を受けたことがない方(同一世帯の方を含む)
- (3) 市税を完納している方
- (4) 令和7年3月20日までに対象住宅の建築、購入が完了し、3月21日までに実績報告ができる方

<断熱材/玄関扉/複層ガラス・二重サッシ/LED照明設備/宅配ボックス(固定型・簡易型)> 下記のすべてを満たす方が対象となります。

- (1) 光市内において自らが居住する既存住宅(新築不可)に対象設備を設置する方
- (2) 市税を完納している方
- (3) 令和7年3月20日までに対象設備の設置が完了し、3月21日までに実績報告ができる

方

- ※過去に補助を受けた方及びその同一世帯の方は、既に補助を受けた対象設備の申請はできません。(LED照明設備を除く)
- ※過去に補助を受けた方と同一住所で、別の住宅に居住している方(同一住所で建物が複数ある場合)は、既に補助を受けた方と生計が別であることを確認するため、世帯全員の住民票を提出してください。
- ※店舗や事業所への設置は対象外となります。

〇 管理

補助金を受領し設置した設備については、法定耐用年数の間、適切な管理をしてください。 やむをえない事情で処分、譲渡等を行う場合は、届け出てください。

補助金申請から補助金交付までの詳細は、別紙をご参照ください。

<お問い合わせ先>

光市役所 環境政策課

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

[TEL] 0833-72-1465 [FAX] 0833-75-5943

[Email] kankyouseisaku@city.hikari.lg.jp